

都市建設委員会委員長報告書

平成 27 年 7 月 8 日

都市建設委員会に付託されました案件は、議案 4 件、
陳情 1 件であります。が、陳情第 8 号「流山おおたかの森駅
西口ロータリーに公衆トイレの設置」を求める陳情書」につ
いては、継続審査の申し出をしておりますので、それ以外の
議案 4 件につきまして、審査の過程における各委員からの討
論及び審査結果について審査経過順に御報告します。

なお、本委員会は付託案件の現況を視察したことを申し添
えます。

初めに、議案第 5 2 号「市道路線の認定について」及び
議案第 5 3 号「市道路線の廃止について」は、関連がありま
すことから、一括して審査しました。

議案第 5 2 号については、開発行為及び路線再編により、
新たに 14 路線を市道として認定するもので、議案第 5 3 号
については、路線再編及び用途廃止により、6 路線を廃止す
るものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、
全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号「平成27年度流山市

下水道事業会計補正予算(第1号)」について申し上げます。

本案は、国の緊急経済対策により、平成27年度に予定していた雨水・江戸川左岸流域下水道関連工事に係る向小金雨水幹線整備工事を平成26年度に前倒しして執行したため、国庫補助金の内示に併せて所要^{しょうよう}の補正を行い、既定の資本的収入支出予定額から収入支出それぞれ1億4,540万円を減額し、資本的収入予定額を29億7,251万4千円、

資本的支出予定額を35億8,245万3千円とするものです。

審査の過程における討論として

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、国の緊急経済対策により、本年度に予定していた向小金雨水幹線整備工事を昨年度に前倒して、執行したため、国庫補助金の内示に合わせた補正を行うものである。ゲリラ豪雨等による浸水被害の解消も望まれている現況を鑑みて、適正な予算措置であると考えらる。

なお、本工事に際し、う回路への明確な誘導により、交通渋滞の回避や交通安全への配慮はもとより、住宅地の狭隘な道路への大型重機の導入や通学路となっていることによるリスク増大の懸念に対し、今まで以上に安全に努めるよう要望し、賛成とする。

がありました。採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第51号「流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、市民総合体育館の建替えに伴い、開館時間、休館日、利用料金等の管理の基準を改めるものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、市民総合体育館の建替えに伴い開館時間、利用料金等の基準を改めるものである。旧総合体育館の2.4倍以上の規模となる新総合体育館は機能面でも多様となり、スポーツ・文化活動の会場となるほか、災害時は避難所として

利用され、高齢者から子どもまで十分配慮した設備が整えられており、管理運営費用は現在よりも増大することは致し方ないことと思われる。継続的にサービスの質を確保し、また、施設を維持していくためには厳しい状況であると考えられ、以下2点、要望する。

- 1．3年後の利用料金の見直しに当たっては、安易に値上げしないよう、利用者の声、状況を十分に分析すること。
- 2．利用者の立場に立ち、改善すべきことは、前向きに検討し、取り組むこと。

2 反対の立場で討論する。

市民総合体育館は、平成17年度に耐震強度の不足が指摘されて以降、我が党は早期の建替・更新を求めてきた。しかし、今日まで遅らせ、建設計画のあるべき姿や今後の維持管理費、稼働率、料金設定を不明にしたまま建設が強行されたと認識しており、この料金設定が妥当かどうかの判断基準は誰も持ち合わせていないと考えている。実際、質疑でも現体育施設についての様々な指標は明確にされなかった。そのうえで、利用料金について考えるのであれば、議員間の自由討議や参考人・公聴会制度を十分に活用し、専門家や利用者の声に耳を傾けることこそ、市議会の役割ではないかと考える。

また、自治基本条例の前文で、「市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を策定し実行しなければなりません。」と書かれている。情報の共有などがその前提と言えるが、今回の料金設定については、その情報の共有そのものが不明確であり、そのもとで、改選直後の定例会で、議会、議員が十分に把握せずに行政の背中を押すことは、10年後、20年後、30年後までその責任を背負えるのか、十分な根拠はないと考え、反対とする。

がありました。

また、本審査の過程におきまして継続審査の申し出がありましたが、採決の結果、継続審査の申し出については1対5をもって否決されたことを申し添えます。

採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

以上で都市建設委員会の委員長報告を終わります。